

プロフェッショナル・サービス条項

プロフェッショナル・サービスに関する以下の条件は、お客様の注文したプロフェッショナル・サービスに適用されます。

1. 定義

「**関係会社**」とは、直接若しくは間接的に、当事者を支配するか、当事者により支配されるか、又は当事者と共通の支配下にある企業をいい、この場合、支配とは、当事者の議決権又は持分の50%を超える支配をいいます。

「**成果物**」とは、UiPath がプロフェッショナル・サービスの履行において開発し、お客様に提供するマテリアルをいいます。

「**個人データ**」とは、適用されるプライバシー法により規制される情報をいいます。

「**プロフェッショナル・サービス**」とは、UiPath がお客様に提供する、プロフェッショナル・サービス注文書に規定されたコンサルティング、トレーニング、実装又は技術サービスをいいます。

「**プロフェッショナル・サービス注文書**」とは、UiPath RPA Platform 関連サービスの注文書、作業指示書その他の文書であって、UiPath 所定の内容及び書式でお客様と UiPath との間で締結されるものをいいます。

「**UiPath RPA Platform**」とは、UiPath が作成し又は取得する UiPath RPA Platform のソフトウェア コンポーネント一式をいい、マニュアル ([UiPath Studio Guide](#), [UiPath Orchestrator Guide](#), 及び [UiPath Robot Guide](#)) 及びその他の文書、並びに改良等（かかるコンポーネントの一連の機能のすべてのバージョン、アップデート、是正、改良、開発、修正、改善、変更、二次的著作物、スクリプト、カスタマイゼーション、改変若しくは拡張）を含みます。

2. 成果物及び支払い

2.1 成果物に対するライセンス UiPath は、成果物を専らお客様自身の事業に使用する非独占的、再許諾不能及び譲渡不能のライセンスを、お客様に付与します。

2.2 雇用に関する税金その他の負担 UiPathは、プロフェッショナル・サービスの履行のための担当者の雇用及び請負業者の使用により生じるすべての税金及び雇用又は使用主としての義務について責任を負いません。

2.3 保証 UiPathは、プロフェッショナル・サービスが通常同種のサービスに期待される水準で履行されることを保証します。お客様は、本保証に違反があった場合には、当該プロフェッショナル・サービスの完了後30日以内に、UiPathに書面による通知を行わなければなりません。本保証の違反に対するお客様の唯一かつ排他的な権利は、関連するプロフェッショナル・サービスの再実施を求めることとなります。

2.4 お客様による保証 お客様は、(i)要請するプロフェッショナル・サービスに関して、本条件に同意する権限及び支払うべき資金を有すること、(ii)当該プロフェッショナル・サービスの一環としてお客様がUiPathに修正を依頼するソフトウェア又は製品について、お客様自身がその使用又は修正を行うためのライセンスその他の権利を有すること、かつ(iii)UiPathが当該プロフェッショナル・サービスを適時に履行するために必要となる、お客様の担当者、該当する文書及び記録並びに設備に対する必要なアクセスをUiPathに提供すること、を保証します。

2.5 下請業者 お客様は、UiPathが、プロフェッショナル・サービスの履行において、下請業者を使用する場合があることに合意し、UiPathは下請業者による履行に対して責任を負います。

2.6 変更の要求 両当事者が本注文書の変更署名しない限り、本契約に定めるサービスは変更されません。但し、お客様は、お客様の要請に基づき提供されたサービスに対しては、それが変更契約として書面化されておらず、又は該当する作業範囲に含まれないとしても、UiPathに支払いを行う義務を負います。

2.7 支払い お客様は、プロフェッショナルサービス注文書に定める料金を支払わなければなりません。支払期間は請求書の発行日の翌月末日となります。すべての請求書は、電子的手段によってのみお客様に交付されます。支払いが支払期限までになされなかった場合には、支払期限から完済の日まで、未払金額に対して毎月1.5%の割合の遅延損害金が課されます。

2.8 紛争 お客様は、UiPathがお客様に誤った請求を行ったと合理的に考える場合には、請求日から15日以内に、書面により当該過誤を明記して、UiPathに連絡しなければなりません。お客様は、請求書の争いのない部分について支払いを行います。

2.9 税金 価格には、付加価値税（これに限られません。）等の適用のある税金は含まれません。全ての支払いは、制限のない資金により行われ、いかなる控除又は相殺も行われず、現在又は将来において、政府、財政当局又はその他の当局により課される法律で定められたいかなる性質の税金、課税、輸入税、関税、費用、手数料及び源泉徴収も課されず、かつ、これを理由とする控除も行われません。

2.10 終了 いずれの当事者も、30日前に書面で通知することにより、UiPathのサービス提供を終了することができます。

2.11 前提条件及び例外事項 お客様が以下の要件を満たしていることが、プロフェッショナルサービスの履行開始の前提条件となります。

- a) サービス提供に必要なリソース、情報及び作業環境を提供すること。
- b) プロフェッショナル・サービスの提供に必要な、場所及びシステムへのアクセスを提供すること。
- c) 本契約に基づいてお客様が購入済みのプロフェッショナル・サービスの時間数の範囲内で全てのタスクを完了することを、UiPathが明示的にも黙示的にも保証するものではないことを、確認すること。
- d) 本契約に基づくプロフェッショナル・サービスの提供中又はこれに関連してアクセスされる可能性のある全てのシステムにおけるデータについて、バックアップ及び適切なデータであることについてのバリデーションを行うこと。UiPathはデータの滅失又は破損について一切の責任を負いません。
- e) 当事者間で別途合意された場合を除き、UiPath RPA Platform以外の一切のハードウェア又はソフトウ

ウェアに関するインストール・設置、デプロイ支援又はインシデント解決は、本契約に基づくプロフェッショナル・サービスの範囲外であることを、確認すること。

3. プライバシー

3.1 個人データ プロフェッショナル・サービスの履行中、お客様は、適用されるプライバシー法により規制される情報（以下「個人データ」といいます）を、UiPath へ提供しないようにする必要があります（例えば、ソリューションの設定やテストの際には「ダミーデータ」を使用することなど）。もし、お客様がダミーデータを提供できない場合は、お客様は匿名化されたデータを提供します。UiPath は、個人データの受領を希望しておらず、サービスの履行においてもこれを必要としません。従って、両当事者間において、書面により、UiPath が個人データの受領に同意したことを確認し、個人データ処理に関して講じられるべきセキュリティ対策及び処理のprotocolsの内容を含む条件について合意した場合を除き、お客様は、個人データを UiPath に提供してはなりません。

3.2 プライバシー 本契約の履行期間中、当事者は他方当事者の代表者又は従業員の氏名、電話番号、電子メールアドレス、役職などといった個人情報を収集、保存、及び使用することがあります。かかる個人情報は、他方当事者から収集、又は代表者若しくは従業員から直接収集されることがあり、かかる収集は、収集する当事者が本契約を締結し、履行するために必要です。各当事者は、自らの代表者及び従業員に対して、本契約に基づいて提供される個人情報の処理を説明しなければなりません。各当事者は本契約に関して法令上必要となるデータ保護の要件を遵守しなければなりません。いずれかの当事者が、本契約の履行において他方当事者のためにデータ処理者となる場合、EU 一般データ保護規則 2016/679 (GDPR) 又は同等の規制に従い、両当事者はデータ処理契約を締結しなければなりません。

4. 責任

4.1 補償 UiPath は、本条件に基づき UiPath が履行するプロフェッショナル・サービス又は本条件に基づき UiPath が提供する成果物が、第三者の著作権、企業秘密その他の財産権を侵害する旨を理由となされるあらゆる第三者からの請求、費用又は損害（以下、総称して「知的財産関連クレーム」といいます。）につき、お客様を防御し、補償します。UiPath は、管轄権を有する裁判所が最終的に判断した損害額（又は UiPath が書面により合意した和解金）を支払います。但し、(i) 第 2.4 条（お客様による保証）の規定に従い UiPath が使用若しくは修正する権利を有することをお客様が保証していた設備又はソフトウェア上で履行されたプロフェッショナル・サービス、(ii) お客様の仕様、指示若しくは設計に従って履行されたプロフェッショナル・サービス、(iii) お客様によるシステム、製品若しくは成果物の不正使用若しくは無許可の修正に起因する侵害、又は(iv)第三者の製品、サービス、ハードウェア、ソフトウェア若しくはその他のマテリアル、又はこれらとプロフェッショナル・サービス若しくは成果物との組み合わせ（但し、この組み合わせがなければ、UiPath RPA Platform が侵害をしていない場合に限ります。）に関連するものについては、当該補償の対象外とします。UiPath は、本条件に従いプロフェッショナル・サービスを履行する

上で UiPath が行った故意又は重過失による作為又は不作為に起因する第三者からの請求についても、お客様を防御し、補償します。但し、当該請求がお客様、関係会社、その従業員又は代理人による故意又は過失によって生じた場合を除きます。第三者からの請求に関して UiPath がお客様を防御し補償する義務は、(i)お客様が当該請求について UiPath に対し速やかに通知すること、(ii)UiPath が当該請求の対応及び和解に関して単独で管理する決定権を有すること、(iii)お客様が、当該請求の対応又は和解のために必要なものとして UiPath が合理的に請求する情報及び支援を UiPath に提供すること、かつ(iv)第 4.2 条（責任制限）の規定において定める責任の制限に従うこと、を条件とします。

4.2 責任制限 UiPath は、特別の事情に基づく損害（データの損失、データを使用できなかったこと、逸失利益、評判の失墜その他の経済的損害を含みます。）については、かかる損害が生じる可能性について知らされていた場合であっても責任を負いません。かかる UiPath の責任制限は、法理論を問わず、契約責任であるかを問わず、また過失による場合を含め、適用されます。お客様が被った損害、費用、損失又は経費を請求するお客様の権利は、本契約に基づき UiPath に支払われた額に制限されます。お客様は、本責任制限は契約全体の対価関係の一部であり、お客様に請求する価格及びレートを決定する際に UiPath により考慮されていることを確認します（本責任制限がない場合、当該価格及びレートはより高額なものとなります。）。

5. 一般条項

5.1 譲渡 いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前の同意を得ずに、本契約を譲渡することはできません。

5.2 お客様の注文書 お客様自身により又はお客様に代わる第三者より、UiPath に対してお客様所定の購入注文書若しくはその他の関連する書面が提出された場合であっても、かかる書面におけるいかなる条件も、本契約の一部を構成するものではなく、無効とされます。

5.3 守秘義務 両当事者は、秘密情報（秘密情報とは、一方の当事者が本契約の履行中にアクセスすることができる他方当事者の文書及び情報をいいます。これには、他方当事者の技術情報、ビジネス手法、ソフトウェア・プログラム、ライセンス・モデルを含みますが、これらに限定しません。）を秘密に保持するとともに、自らの関係会社、従業員及び代理人にも秘密に保持させなければなりません。いずれの当事者も、いかなる方法によっても、本契約に基づく履行以外の目的で、直接又は間接的に、他方当事者の秘密情報の全部又は一部を利用、又はその他使用することはできません。本守秘義務は、本契約の終了後も 3 年間存続します。お客様は、UiPath に提案又はフィードバックを提供する場合にはこれを任意で行うものとし、これに関連して UiPath は守秘義務を負わず、UiPath がいかなる方法及び目的によっても提案又はフィードバックを使用する権利を有することを了承します。

5.4 データ使用への同意 お客様は、UiPath 及びその関係会社が、UiPath RPA Platform に関連して提供されるサービスの一環として集積された技術情報を収集し、かつ使用することを了承します。UiPath は、こ

の情報を専らソフトウェアの改善又はお客様に対してカスタマイズされたサービス若しくは技術を提供するために使用するものとし、この情報をお客様を合理的に特定しうる形で開示しません。

5.5 完全合意 本契約は、本契約の主題に関する当事者間の完全なる合意を構成し、かかる主題に関する当事者間の従前の書面又は口頭による合意に優先します。

5.6 準拠法及び裁判地 本契約は、抵触法の規定を除き、日本法に準拠するものとします。本契約に起因して又は関連して紛争が生じた場合（当事者らが 60 日以内に解決に至らないとき）、当事者らは、日本の東京地方裁判所が専属的管轄権を有することに合意します。UiPath は、本契約に基づく権利を強制するために世界のどの法域においてもお客様に対して権利を行使することができます。国際物品売買契約に関する国連条約及び米国統一コンピュータ情報取引法（UCITA）は、その採択された時期及び場所に関係なく、本契約に適用されません。

5.7. パートナーシップの不存在 本契約のいかなる規定も、当事者ら間の信認関係、代理関係、合弁事業、パートナーシップ又は信託を構成するものではなく、またいずれの当事者も他方当事者を代理する権限を有しません。

5.8 分離可能性 本契約のいずれかの規定が、理由の如何を問わず、違法、無効若しくは執行不可能である場合又はそのようになった場合であっても、本契約のその他すべての条項は有効に存続し、法的効力を有するものとします。

5.9 第三者による提供 お客様が UiPath RPA Platform 又は成果物の一定の機能を第三者のデータ、製品、サービス又はプラットフォームと併せて使用する場合、お客様は、当該第三者が定める条件を遵守することについて責任を負うものとし、かかる使用の一切は、お客様の自己の責任によるものとします。

5.10 輸出 上記の各項にかかわらず、両当事者は、UiPath RPA Platform、プロフェッショナル・サービス又は成果物には、UiPath RPA Platform の輸出及び再輸出を規制する(i)米国再輸出規制（EAR）、武器国際取引に関する規則（ITAR）及びその他の米国の規制、(ii) 欧州委員会の規制、(iii)国際連合安全保障理事会決議の規制及び(iv)外国為替及び外国貿易法（総称して「輸出管理規制」）が適用される可能性があることを了承します。両当事者は、自らが輸出管理規制に基づく禁輸対象者リストに載っていないことを表明します。両当事者は、更に、UiPath RPA Platform、プロフェッショナル・サービス若しくは成果物（又はそれらから直接生じる製品、プロセス若しくはサービス）を、輸出管理規制に違反することを知りながら、直接又は間接に、外国又は外国人に対して輸出又は再輸出しないことに合意します。

5.11 腐敗防止 両当事者は、本契約に関連して、他方当事者の従業員又は代理人から、違法又は不適切な賄賂、リベート、支払い、贈り物その他の経済的便益を受領していないことを確認します。通常の取引過程で提供される合理的な贈り物や飲食等は、上記の確認事項に違反しません。本項の確認事項に対する違反が生じた場合には、直ちに legal@uipath.com に通知するものとします。

5.12 反社会的勢力 (A) 両当事者は、他方当事者に対して、自らが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこ

とを確約します。

- (i)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (ii)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (iii)自己、自社若しくはは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (iv)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(v)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(B) 両当事者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(i)暴力的な要求行為

(ii)法的な責任を超えた不当な要求行為

(iii)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(iv)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他方当事者の信用を毀損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為

(v)その他前各号に準ずる行為

(C) 当事者は、他方当事者が、暴力団員等若しくは(A)各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は(A)の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、他方当事者との取引を継続することが不適切であると考える場合には、何らの催告を要せずして本契約を解除することができるものとします。

(D) 前項の規定の適用により、解除された当事者に損害が生じた場合にも、当該当事者は相手方当事者になんらの請求をしません。また、かかる解除をした当事者に損害が生じたときは、解除された当事者がその責任を負います。

5.13 権利放棄 本契約に基づく権利、権能又は権限を行使しなかったとしても、またその行使を遅滞したとしても、これらを放棄したものとみなされず、また権利又は権限を一回若しくは部分的に行使したとしても、その後の若しくはその他の行使を妨げず、又はその他の権利若しくは権限の行使を妨げないものとします。本契約で定める権利及び救済手段は、累積的なものであり、いかなる権利又は救済手段も排除しません。本契約の違反に対するいかなる放棄も、その後の違反に対する権利放棄としてみなされないものとします。

5.14 費用負担 本契約において購入されるプロフェッショナル・サービスに関連して、お客様は、UiPathが本サービスに伴い適切かつ合理的に負担するすべての合理的な旅費、宿泊費及びその他の経費を負担します。本契約に別段の定めがない限り、かかる費用は、お客様が実費を負担するものとし、関連するプロフェッショナル・サービスの請求書に記載されます。

5.15 通知 本契約に基づき付与される通知は、適切な標題を付した上で、以下の電子メールアドレス又は受領する当事者が別途書面で通知したメールアドレスに宛てて、電子メールで行われなければなりません。

かかる通知は、(i) 相手方当事者が受領し、若しくは受領を拒否した時点、又は (ii) 翌営業日、のいずれか早い時点で到達したものとします。

事象	UiPath 宛	お客様宛
プライバシー	privacy@uipath.com	(insert e-mail address)
メンテナンス及びサポート	as per the Maintenance Terms	
支払い	accounts.receivable@uipath.com	
注文	accounts.receivable@uipath.com sales.support@uipath.com	
その他	contractnotice@uipath.com	